明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○商業登記規則の一部を改正する省令（法務三二）　一

〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一八三）　二
○特定基地局の開設に関する計画の認定を公示する件（同一八四）　三
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一〇〇）　五
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件（外務二〇六）　七
○農薬を登録した件（農林水産九四二～九五〇）　九
○農薬の登録が失効した件（同九五一～九五三）　九
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を改正する件（経済産業一三〇）　九
○つくばヘリポートの供用を廃止する件（国土交通六〇七）　八

〔国会事項〕
○　八

〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　静岡県　横浜市　名古屋市　八

〔叙位・叙勲〕
○　八

〔公　告〕
諸事項　九

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　九

会社その他
○　九

省令

○法務省令第三十二号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商業登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二日

法務大臣　古川　禎久

商業登記規則の一部を改正する省令

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（印鑑の提出等） **第九条**　［略］ ［2～10　略］ 11　法第五十一条第一項の登記を申請する場合の新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。 12　旧所在地を管轄する登記所においては、法第五十二条第一項に規定する場合を除き、遅滞なく、前項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。	（印鑑の提出等） **第九条**　［同上］ ［2～10　同上］ ［項を加える。］
（本店移転の登記） **第六十五条**　法第五十二条第二項の規定による申請書及びその添付書面の送付並びに第九条第十二項の規定による印鑑の送付は、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによつてするものとし、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手又は第九条の四第五項に規定する証票を提出したときは、当該取扱いとしなければならない。 ［2～5　略］	（本店移転の登記） **第六十五条**　法第五十二条第二項の規定による申請書及びその添付書面並びに印鑑の送付は、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによつてするものとし、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手又は第九条の四第五項に規定する証票を提出したときは、当該取扱いとしなければならない。 ［2～5　同上］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。